

国立大学法人旭川医科大学総合評価審査委員会要項の一部を改正する要項を次のとおり定める。

(令和8年4月15日学長裁定)

国立大学法人旭川医科大学総合評価審査委員会要項の一部を改正する要項

国立大学法人旭川医科大学総合評価審査委員会要項（令和元年8月30日学長裁定）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を、同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>(組織)</p> <p>第3 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。</p> <p>(1) 学外の学識経験者 2名</p> <p>(2) 事務局次長 <u>(財務・病院担当)</u></p> <p>(3) 施設課長</p> <p>(略)</p> <p>附 則</p> <p><u>この要項は、令和8年4月15日から施行し、令和8年4月1日から適用する。</u></p> <p>【改正理由】</p> <p>令和8年4月1日付け人事異動にて業務担当の変更が生じたため。</p>	<p>(略)</p> <p>(組織)</p> <p>第3 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。</p> <p>(1) 学外の学識経験者 2名</p> <p>(2) 事務局次長 <u>(総務・教務担当)</u></p> <p>(3) 施設課長</p> <p>(略)</p>